

## 4 源泉所得税

## 統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成15年分の源泉所得税課税状況、源泉徴収義務者数等の状況について、全数調査若しくは標本調査により調査・集計したものである。

源泉徴収税率等		
利子所得	源泉分離課税適用分 ..... 15%	
配当所得	源泉分離選択課税適用分（平成15年3月31日をもって廃止）..... 35%	
	上場株式等の配当等 ..... 10%	
	（平成15年1月1日～3月31日.....20%）	
	その他の配当等 ..... 20%	
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 ..... (略)	
退職所得	課税退職所得金額に応じ、所定の税率を適用して求めた額 ..... (略)	
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 ..... 20%	
報酬・料金等	原稿料等（所得税法第204条第1項第1号）	
	弁護士・税理士等（同第2号）	
	職業野球選手、騎手、プロサッカーの選手、	
	プロテニスの選手等（同第4号）	
	芸能等についての出演、演出等（同第5号）	
	契約金（同第7号）	
	1回の支払金額	100万円までの部分 ..... 10%
		100万円超の部分 ..... 20%
		(控除額)
	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同第2号）	1回の支払金額につき1万円
職業拳闘家（同第4号）	" 5万円	
外交員、集金人、電力量計の検針人（同第4号）	月中の支払金額につき12万円	
バー、キャバレーのホステス等（同第6号）	1回の支払金額につき(5千円×日数)	
広告宣伝の賞金（同第8号）	" 50万円	
競馬の馬主が受ける賞金（同第8号、第174条）	1回の支払賞金額につき (賞金額の20% + 60万円)	
診療報酬（同第3号）	月分の支払金額につき20万円	
芸能法人（所得税法第174条：平成15年3月31日をもって廃止）		
生命保険契約等		
に基づく年金	..... (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額) × 10%	
	(年額25万円以上の場合)	
特定口座内保管上場		
株式等の譲渡所得等	源泉徴収選択口座内調整所得金額 × 7%	
	(平成15年1月1日～3月31日.....15%)	